

物品購入等契約に係る取引停止等について

(目的)

第1 国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）が発注する物品の売買，修繕及び借入，製造の請負（工事を除く。）並びに役務の提供（測量，建設コンサルタント等業務を除く。以下「購入等契約」という。）に関し，取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて，必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この取扱において「取引停止」とは，一般競争契約における競争参加の停止，指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 会計事務責任者は，本学と契約を締結する，又はしようとする者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは，情状に応じて別表各号及びこの取扱の定めるところにより期間を定め，学長の承認を得て，購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

第4 取引停止の対象となる事案は，公共機関からの情報によるもののほか，三重県内で販売される日刊紙等主要報道機関の報道により知り得たものとする。

第5 別表各号の措置要件に該当する事案で，当該措置要件ごとの規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは，取引停止措置は講じないものとする。ただし，当該事案が極めて悪質で，取引停止措置を講じる必要があると認めたときはこの限りでない。

(取引停止に係る特例)

第6 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は，当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

第7 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は，それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間中及び当該期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間に，別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第9号若しくは第10号又は第11号若しくは第12号の措置要件に係る取引停止の期間中又は当該期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に，それぞれ別表第9号若しくは第10号又は第11号若しくは第12号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

第8 極めて悪質な事由があるため，又は極めて重大な結果を生じさせたため，別表各号及び第6の規定による長期を超える取引停止期間を定める必要があるときは，取引

停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

第9 取引停止の期間中に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合においては、新たに措置する取引停止の期間に新たに取引停止の日以後の現行の取引停止期間を加算した期間をもって、新たに措置する取引停止期間とする。

第10 会計事務責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、学長の承認を得て、当該業者について取引停止を解除するものとする。

第11 会計事務責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当し、かつ取引停止の期間中に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合には、学長の承認を得て、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

一 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の業者しか契約の相手方がいない場合

二 緊急の必要性がある購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、購入等契約の目的を達成することができない場合

三 現に契約履行中の購入等契約で、取引停止契約に直接関連する購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者に履行させることが著しく不利となる場合

(指名等の取消し)

第12 会計事務責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第13 会計事務責任者は、取引停止の期間中の業者が製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けている場合は、この限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第14 会計事務責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(取引停止の通知)

第15 会計事務責任者は、取引停止の措置を講じたときは、学内に周知しなければならない。

附 則

この取扱は平成18年1月5日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1. 本学発注の購入等契約（以下「本学発注契約」という。）に係る手続きにおいて、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
(過失による粗雑な契約履行) 2. 本学発注契約の履行に当たり、重大な過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。) 3. 三重県内における購入等契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内 当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(契約違反) 4. 第 2 号に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6. 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内 当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 7. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8. 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 9. 次の(1), (2)又は(3)に掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） (3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） 10. 次の(1), (2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から (1) 4 箇月以上 1 2 箇月以内 (2) 3 箇月以上 9 箇月以内 (3) 2 箇月以上 6 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から (1) 3 箇月以上 9 箇月以内 (2) 2 箇月以上 6 箇月以内 (3) 1 箇月以上 3 箇月以内
(談合等) 11. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 1 2 箇月以内
(独立禁止法違反行為) 12. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
(不正又は不誠実な行為等) 13. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 14. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内 当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

取引停止期間の運用基準

運用基準		契約主体等				
		県 内			県 外	
		本学	他の公共機関	民間	公共機関	民間
虚偽記載 《第 1 号》	故意に虚偽記載した場合	4 月～ 6 月	—	—	—	—
	過失により虚偽記載した場合	1 月～ 3 月	—	—	—	—
	その他虚偽記載に該当する場合	1 月～ 6 月	—	—	—	—
粗雑履行 《第 2 号～ 第 3 号》	粗雑履行により公衆に死亡者を 生じさせた場合	4 月～ 6 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月	—	—
	粗雑履行により公衆に負傷者を 生じさせた場合	2 月～ 4 月	1 月～ 2 月	1 月～ 2 月	—	—
	粗雑履行により公衆に重大な損 害を与えた場合	1 月～ 3 月	1 月～ 2 月	1 月～ 2 月	—	—
	会計検査院から粗雑履行を文書 指摘された場合	1 月～ 3 月	—	—	—	—
	その他粗雑履行に該当する場合	1 月～ 6 月	1 月～ 3 月	1 月～ 3 月	—	—
契約違反 《第 4 号》	正当な理由なく履行を遅延させ た場合	1 月～ 4 月	—	—	—	—
	監督又は検査業務に協力しなか った場合	1 月～ 2 月	—	—	—	—
	下請代金又は公衆損害等の紛争 解決に誠意ある対応をしなかつ た場合	1 月～ 2 月	—	—	—	—
	現場管理に係る再度の指摘にも かかわらず改善措置を講じなか った場合	2 週間 ～1 月	—	—	—	—
	その他契約違反に該当する場合	2 週間 ～4 月	—	—	—	—

運用基準		契約主体等				
		県 内			県 外	
		本学	他の公共機関	民間	公共機関	民間
公衆損害事故 《第5号～第6号》	事故により公衆に死亡者を生じさせた場合	4月～6月	2月～3月	2月～3月	—	—
	事故により公衆に負傷者を生じさせた場合	2月～4月	1月～2月	1月～2月	—	—
	事故により公衆に重大な損害を与えた場合	1月～3月	1月～2月	1月～2月	—	—
	その他公衆損害事故に該当する場合	1月～6月	1月～3月	1月～3月	—	—
履行関係者事故 《第7号～第8号》	事故により履行関係者に死亡者を生じさせた場合	2月～4月	1月～2月	1月～2月	—	—
	事故により履行関係者に負傷者を生じさせた場合	1月～2月	2週間～1月	2週間～1月	—	—
	その他履行関係者事故に該当する場合	2週間～4月	2週間～2月	2週間～2月	—	—
贈 賄 《第9号～第10号》	代表役員等による贈賄事件で、相手方が三役、正副議長相当である場合	12月～24月	6月～12月	—	6月～12月	—
	代表役員等による贈賄事件で、相手方が管理職、議員である場合	9月～18月	4月～9月	—	4月～9月	—
	代表役員等による贈賄事件で、相手方が一般職である場合	6月～12月	3月～6月	—	3月～6月	—
	一般役員等による贈賄事件で、相手方が三役、正副議長相当である場合	9月～18月	4月～9月	—	4月～9月	—
	一般役員等による贈賄事件で、相手方が管理職、議員である場合	6月～12月	3月～6月	—	3月～6月	—
	一般役員等による贈賄事件で、相手方が一般職である場合	4月～8月	2月～4月	—	2月～4月	—
	使用人による贈賄事件で、相手方が三役、正副議長相当である場合	6月～12月	3月～6月	—	3月～6月	—
	使用人による贈賄事件で、相手方が管理職、議員である場合	4月～8月	2月～4月	—	2月～4月	—
	使用人による贈賄事件で、相手方が一般職である場合	2月～6月	1月～3月	—	1月～3月	—

運用基準		契約主体等				
		県 内			県 外	
		本学	他の公共機関	民間	公共機関	民間
談合等 《第 11 号》	代表役員等による刑法談合等事件である場合	6 月～ 12 月	3 月～ 6 月	—	3 月～ 6 月	—
	一般役員等による刑法談合等事件である場合	4 月～ 9 月	2 月～ 5 月	—	2 月～ 5 月	—
	使用人による刑法談合等事件である場合	2 月～ 6 月	1 月～ 3 月	—	1 月～ 3 月	—
独占禁止法 違反行為 《第 12 号》	公正取引委員会から刑事告発された場合	6 月～ 9 月	3 月～ 6 月	3 月～ 6 月	3 月～ 6 月	3 月～ 6 月
	公正取引委員会から課徴金納付命令が出された場合	4 月～ 6 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月
	公正取引委員会から排除勧告又は審決が出された場合	4 月～ 6 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月	2 月～ 3 月
	公正取引委員会から警告又は公表された場合	2 月～ 4 月	1 月～ 2 月	1 月～ 2 月	1 月～ 2 月	1 月～ 2 月
	誓約書の提出にもかかわらず公正取引委員会が法違反を認定した場合	4 月～ 9 月	—	—	—	—
	その他独占禁止法違反行為に該当する場合	2 月～ 9 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月
不正又は 不誠実な 行為等 《第 13 号～ 第 14 号》	代表役員等が他人に危害を加える犯罪を犯した場合	6 月～ 12 月	3 月～ 9 月	3 月～ 9 月	3 月～ 9 月	3 月～ 9 月
	代表役員等が上記以外の刑法犯罪を犯した場合	2 月～ 9 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月
	代表役員等が刑法犯罪以外の重大な個人的犯罪を犯した場合	2 月～ 6 月	1 月～ 3 月	1 月～ 3 月	1 月～ 3 月	1 月～ 3 月
	その他代表役員等の個人的犯罪行為に該当する場合	1 月～ 12 月	1 月～ 9 月	1 月～ 9 月	1 月～ 9 月	1 月～ 9 月
	取引停止期間中の者を代表人等として使用した場合	1 月～ 6 月	—	—	—	—
	建設業法等業務関連法令に違反した場合	1 月～ 9 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月	1 月～ 6 月

運用基準		契約主体等				
		県 内			県 外	
		本学	他の公共機関	民間	公共機関	民間
不正又は 不誠実な 行為等 《第13号～ 第14号》	労働基準法等労働者使用関連法令に違反した場合	1月～ 6月	1月～ 3月	1月～ 3月	1月～ 3月	1月～ 3月
	産業廃棄物処理法等環境保全関連法令に違反した場合	1月～ 6月	1月～ 3月	1月～ 3月	1月～ 3月	1月～ 3月
	本学の職員に対して暴力又は強迫等の行為を行った場合	1月～ 6月	—	—	—	—
	落札決定者が正当な理由なく当該契約を締結しない場合	6月～ 12月	—	—	—	—
	その他不正又は不誠実な行為等に該当する場合	1月～ 12月	1月～ 9月	1月～ 9月	1月～ 9月	1月～ 9月

(注記)

(虚偽記載《取扱別表第1号》)

取扱別表第1号においては、故意又は過失によるものを措置対象とし、錯誤によるものについては、原則として措置対象としないものとする。

(粗雑履行《取扱別表第2号及び第3号》)

- 1 取扱別表第2号及び第3号に規定する「粗雑履行」とは、製造等の目的物に瑕疵がある状態をいう。
- 2 取扱別表第2号及び第3号においては、粗雑履行の原因が過失によるものを措置対象とし、不可抗力に基づくもの、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置対象としないものとする。
- 3 取扱別表第3号に規定する「瑕疵が重大であると認められるとき」とは、契約履行上の過失が重大である場合、公衆に死傷者を生じさせた場合又は重大な損害を与えた場合、あるいは重大な損害を与える恐れがある場合等をいう。

(契約違反《取扱別表第4号》)

取扱別表第4号においては、履行遅延や必要書類の未整備等といった違反の事実にとどまらず、発注者との信頼関係の破壊、監督又は検査業務への非協力の場合等についても措置対象とする。

(事故《取扱別表第5号～第8号》)

- 1 事故が発生した場合であっても、その原因が作業員個人の責に帰すべきもの又は第三者の行為によるものであると認められる場合は、原則として取引停止を行わないものとする。

- 2 取扱別表第 5 号から第 8 号に規定する「死亡者」とは、事故発生から 48 時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは、入院加療又は通院加療を要する者をいう。
- 3 取扱別表第 5 号及び第 7 号において、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合とは、原則として次のイによるものとする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。
 - イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していなかった場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
 - ロ 監督者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- 4 取扱別表第 6 号及び第 8 号において、安全管理の措置が不適切であって、かつ、当該事故が重大であると認められる場合とは、原則として次のイによるものとする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。
 - イ 監督者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
 - ロ 新聞報道、公表された事故等の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故について請負人の責任が明白であることが判断できる場合

(贈賄《取扱別表第 9 号及び第 10 号》)

- 1 取扱別表第 9 号に規定する「本学の職員」には、本学の職員のほか、本学公益法人等に属する職員を含むものとする。
- 2 取扱別表第 10 号に規定する「公共機関の職員」は、刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものとする。また、私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。
- 3 取扱別表第 9 号に規定する「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書きをいう。

(独占禁止法違反行為《取扱別表第 12 号》)

- 1 独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から事業者団体に対して処分がなされたときは、当該団体加入の業者について措置することができる。
- 2 独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から事業者又は事業者団体に対して排除勧告等の処分がなされたことを知った場合は、取引停止を行うものとし、警告又は公表がなされたことを知った場合であって、必要があると認めるときは、取引停止を行うことができる。

(不正又は不誠実な行為等《取扱別表第 13 号及び第 14 号》)

1. 取扱別表 13 号に規定する「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般をいう。
2. 取扱別表 14 号においては、次に掲げる場合について措置対象とする。
 - 一 業者である個人、業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - 二 取扱に基づき措置した取引停止の期間を経過しない者を、本学との契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - 三 建設業法・都市計画法・建築基準法等業務関連法令、労働基準法等労働者使用関連法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等環境保全関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしたと認められるとき。
 - 四 本学の職員に対して暴力又は強迫等の行為を行ったと認められるとき。
 - 五 本学の入札執行の結果、落札決定者が正当な理由なく当該契約を締結しないとき。
 - 六 前各号に掲げるほか、不正又は不誠実な行為等に該当すると認められるとき。